

第1回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会開催結果概要

日時 平成27年9月8日(火) 14:00~16:00

場所 青森国際ホテル 2階 春秋の間

(事務局)

それでは、ただいまから、第1回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会を開催致します。
開会に当たり一戸健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

(一戸健康福祉部長)

第1回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。
本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には委員就任を御快諾いただくとともに、福祉行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、現在の子どもたちが置かれている状況については、およそ6人に1人が貧困状態にあると言われており、子どもが生まれ育った家庭の事情によって、その将来が閉ざされてしまいかねない厳しい状況にあると考えられます。

中でも、ひとり親家庭は、その半数以上が貧困家庭というデータもあり、ひとり親の多くを占める母子家庭においては、昨年度県が実施した「青森県ひとり親家庭等実態調査」によると、その就労率は9割を超えているものの、年間所得が200万円に満たない世帯が半数を超えている状況にあります。

こうしたことから、極めて厳しい環境に置かれた子どもたちを支援し、子どもの貧困対策を総合的に進めていくため、子どもの貧困対策の推進に関する県計画を策定するとともに、今年度終期を迎える「青森県母子家庭等自立支援推進計画」の見直しを行い、子どもの貧困対策の推進に関する県計画と一体で策定することにより、様々な環境にある子どもや家庭に対する一層の支援の充実を図って参りたいと考えております。

当会議は、子どもの貧困対策の推進計画等の策定に当たって、対象者の状況、ニーズなどを的確に踏まえた意見を広く聴取することを目的として設置したもので、本日が第1回目の会議となります。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

(事務局)

会議内容の公開についてお願い申し上げます。

この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載致します。予め御了解願います。

議事に先立ちまして、委員の皆様を事務局からお座席順に御紹介させていただきます。

(事務局：委員紹介)

(事務局)

それでは、これより組織会に移ります。はじめに委員長を選任させていただきます。

委員会設置要綱第3条の規定により、委員長1名、副委員長1名の選出方法は「委員の互選」となっております。

僭越ではございますが、会議の議長となる委員長が選出されるまでの間、司会の私の進行で進めさせていただきます。

事務局から委員長候補をお示しして進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

皆様から御了解をいただきましたので、事務局案を御紹介します。

委員長には、社会福祉事業従事者で美光園園長の後藤委員に、副委員長には、同じく社会福祉事業従事者の前田洋子委員にお願いしたいと存じますが委員の皆様方いかがでございましょうか。

(異議なし)

(事務局)

それでは、後藤委員は委員長席にお移りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

それではただいまから議事を進めさせていただきたいと思います。まず次第に従いまして(1)青森県子どもの貧困対策推進計画策定の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：資料1により説明)

(後藤委員長)

今の議案1に関してご意見・ご質問等がございませんか。

母子家庭等自立支援推進計画と子どもの貧困対策計画を一緒に進めていくなかでいろいろ試行錯誤しながらということもあると思いますが、一体で策定するというので、今後議論を進めていきたいと思います。では、質問等が無いようですので議事の(2)について事務局より説明をお願いします。

(事務局：資料2-1、2-2により説明)

(後藤委員長)

議案の2に関してご意見・ご質問等がございませんか？

(前田(保) 委員)

資料2-1のP5・6にあるように、特に「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の制度を知らなかったという割合がかなり高いです。ひとつの制度を作ったときに、当事者にどう知らせるかということは行政の責任として進めていただきたい。

(事務局)

県ではパンフレットを作っていますが、なかなかそれだけでは効果的な周知はできていないという現状をこの調査結果で把握したところです。今後、効果的な広報手段を考えていく必要があると考えています。

(石橋委員)

「子ども」の概念に関係して、調査対象についてですが、国際的にも子どもは18歳未満、こどもの権利上も18才未満だと思いますが、一般的にこのような調査の場合、年齢の基準は20才未満としているのが一般的なのでしょうか。

(事務局)

県では、過去の調査も同様の対象で実施しています。ひとり親世帯を対象とした調査は他県でも実施していますが、本県と同様の基準でやっているものと考えています。

(前田(洋) 委員)

事業の周知度が低いことに関して、母子家庭の方々を対象とする「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を私ども青森県母子寡婦福祉連合会が県から委託を受けて実施しております。昨年からは、各市町村の担当課に講習会のお知らせのちらしを送り、児童扶養手当の手続きのお知らせと一緒に、ひとりずつに送付していただいています。ほとんどの方には届いているかと思いますが、見ていないんだな、とこの結果をみて残念に思います。そのほかにコンビニや市町村の社会福祉協議会でもどなたでも見られるような状況で置いてもらっていますが、それでもなかなか見ていない方が多いということは、何か方法を考えなければならぬと考えておりました。

(敦賀委員)

いま前田委員からお話がありましたが、県内各地にはいろいろな相談を受ける民間の窓口があります。たとえば連合青森でもいろいろな業界と連携して、「ライフサポートセンターあおもり」で生活相談を受けて

います。いろいろな機関があるとは思いますが、そういったところにも情報を流していただけないかなと思います。そこでは、もちろん母子家庭の方からの相談もありますし、法律相談とかいろいろな弁護士や司法書士と連携してやっています。そういった情報が民間の相談機関に、なかなか細かいところまで流れてこないという状況があるので、もし検討いただけるならそのような方法もいいのではと思います。

(後藤委員長)

その他に何かありますか。制度の周知について、今後この場でも検討していけたらと思います。続きまして、議事の(3)を事務局より説明をお願いします。

(事務局：資料3-1、3-2により説明)

(後藤委員長)

議案の3に関してご意見・ご質問等がございませんか。

(齋藤委員)

資料3-2のP5のNo.5の“職業能力の開発や訓練等の支援”の中で“職場適応訓練事業”が平成24年度に廃止された理由をお知らせいただきたい。

(事務局)

後日確認のうえお知らせします。

(齋藤委員)

資料3-1をみると、職業能力の開発のための取組を続けていくと考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

資格の取得に向けていろいろな支援が必要だということが評価の結果から見えるということで整理しております。

(後藤委員長)

その他何かありますか。

(乙山委員)

資料3-2の養育費の“相談体制の充実”P7のNo.4の“母子自立支援員の資質と向上”ということで研修をH26年度は0回、H27年度には1回ということですが、具体的にはどのような研修をされる予定なのでしょうか。

(事務局)

こちらの研修は、厚生労働省の主催する研修に母子自立支援員を参加させるというものです。極力専門性を高めるという意味で、同一人物に重ねて研修を受けていただくようにしているところですが、都合がつかず受け入れられなかった年があったということになります。基本は外部の研修に参加していただくという内容になっています。

(佐藤委員)

資料3-2の〈事業編〉のNo.6・7で“放課後児童の健全育成の推進”ということで2事業掲載されていますが、中身的には結構似通ったものかなと思うのですが、この事業をするそれぞれの狙いについてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

(事務局)

どちらも放課後のお子さんの支援をするというところでの共通点はあります。保護者の方が多様な働き方をするために、未就学であれば保育園という受け皿がありますが、放課後児童クラブは就学後の受け皿となる支援が必要ということでの支援がなされています。

(佐藤委員)

どちらも無料なのでしょうか。

(事務局)

放課後児童の健全育成事業は厚生労働省の所管の事業なのですが、こちらは利用料の負担があります。生涯学習課のこども教室については、利用料なしと記憶しております。

(後藤委員長)

その他何かありますか。

それでは私から、言葉の整理ですが、「母子家庭」や「ひとり親世帯」など、統一できる範囲で整理する必要があると思いました。

また、資料 3-1 の“課題解決に向けた方向性”にある“貧困の連鎖の解消”という視点から、例えば児童養護施設の例でみますと、奨学金制度を使って施設から大学進学という事例も中にはあります。その割合は年々増えてきていますが、最終的には大学を卒業し、自立し始めたという時に奨学金がその子の借金となっています。そうすると、貧困家庭から奨学金を使って大学に進学をし、その子が働いて返していくということになったとき、マイナスからのスタートとなってしまいます。必ずしもそうではないが、貧困の連鎖に繋がるのではないかと思います。自活のためにいろいろやってみるがそちらにもお金がかかる、一方で奨学金も返さなければならぬ、保護者は貧困世帯だから頼れない、といった相談が増えてきているのは事実です。そういった意味で、奨学金イコール救済、とはならない可能性も踏まえながらいろいろ対策を立てていかなければならないと思います。

(石橋委員)

8月29日の新聞によりますと、政府が子どもの貧困対策の一貫として、学童保育終了後の子どもを犯罪から守ったり食事を提供するような地域の居場所を2019年までに延50万人分確保する、それから携帯メールを活用した相談窓口の一本化を進める。また、大学進学について、大学の無利子の奨学金を拡充するといったこと、あるいはスクールソーシャルワーカーを全中学校に配置することなどが打ち出されています。これらの方針も、具体的な事業の中で、今までのものに付け加えてこれから整理するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのような形で整理を進めていくことになると思います。これからお示しする計画案のなかの施策体系に含まれてくるものもあるかと考えております。

(敦賀委員)

先ほど議長がおっしゃった奨学金の件です。連合青森でも労働者福祉協議会という団体があり、奨学金の返済を非常に問題視しています。大学を卒業後、今は若干就職面がよくなってきましたが、卒業しても職がない、あるいは非正規雇用で返済ができないケース、借金を抱えた中で卒業するというケースが非常に多い。貸与型ではなく給付型にできないかと、国に要請したり渉外活動をしています。給付型の奨学金制度の運用をしている県もあるということで、多少なりとも本県でも検討をしていただければと思います。要望です。

(前田(洋)委員)

敦賀委員と同じ意見です。低所得者には給付型、あるいは一部給付型でも進めていただきたければと思います。

(小野委員)

奨学金に関して、日本学生支援機構としては概ね3ヶ月滞納すると滞納者としてリストアップされます。問題は、請求に対して何もせずそのままにしておくことであって、制度として返済期限猶予制度や減額返済制度があるので、高校側としては、高校在学中に大学を出てどうしても返済に困ったときにはこうした制度を利用しなさいということを指導していく必要があると思っています。

(後藤委員長)

事務局にうかがいますが、子どもの貧困に関連した事業などは、事業の受け皿としての事業主体の提案も

可能ということなんでしょうか。それとも、計画における各事業の位置づけ部分の検討ということになるのでしょうか。

(事務局)

「母子家庭等自立支援推進計画」では、それぞれの事業の目標値を掲げて計画を推進してきました。これから策定する子どもの貧困対策進捗計画と母子家庭自立支援推進計画について、どういう目標を立てるかということについて今後検討することになります。

また、大綱には、“子供の貧困に関する指標”が示されていますが、この指標をどのように都道府県レベルとして設定すればいいのか、ということが大きな課題になると思います。次にその指標を設定してそのためには何をやるのか、ということが施策の内容となると思います。資料の国の大綱の P6 には、“生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率”からはじまり P7 の“児童養護施設の子供の進学率及び就職率”も指標になっています。この指標を設定し改善するというのが国の方向性ですので、都道府県レベルとしてはどうということをするのか、今後の検討事項となります。従いまして、個々の事業の目標値を指標とするかどうかということも含め、今回の素案の際には事務局としてもその考え方を示したいと思います。

(後藤委員長)

では、議事議案以外に今回の会議に関して何かありましたらお願いします。

(正部家委員)

八戸中央高校でスクールソーシャルワーカーをしています。経済的に苦しく小学校や中学校で就学援助を受けている生徒たちがいる中で、高校進学時に経済的困難があったという情報が、個人情報という形でさげられてしまいます。高校入学後、諸経費の未納などで結局学校を続けられないということがありました。例えば、義務教育で就学援助を受けている子どもの情報を学校と福祉で共有できるといいと思います。生活保護に関しても、決定まで時間がかかるので、経済的に困難な子どもたちについて情報共有、連携ができるといいと思います。

(後藤委員長)

お集まりいただいた方々との連携をとりながらという点では、最終的には貧困、あるいはひとり親家庭へのセイフティネットということで、ネットワークを組んでいくことができると思います。

(奈良委員)

介護の分野では、県内に 5 年介護福祉士として勤務すれば奨学金の免除が得られます。そのなかで、高校の新卒者について介護職員の募集をしていますが今日現在応募がゼロです。人口減少が進むのは、県内に就職しないからではないかと思っています。できれば住み慣れた地域に住めるような進路。そして今盛んに地方の再生ということが言われていますが、何をやらなければならないか。なにより地方に仕事を生まなければならないと思います。

最近コンビニに行くと、消費税の増税目前ということで住宅リフォーム、屋根のペンキ・壁の仕事に 20 代・10 代と思われる人たちが従事している。やがて消費税が上がった後は仕事なくなる。私の知っている会社でも日当で 8,000 円くらい。その仕事に従事しているため、福祉の現場には応募が来ないのが実状ではないかと思われま。

また、青森県が農業県であるならば、農業に就労できる訓練が必要です。シルバー人材センターには農業関連の仕事がどんどんきます。シルバーさんの中には農作業をほとんどやったことがないという人もいます。それならば、若いうちにその訓練をすることも必要かと思っています。冬期の部分をどうするかという課題はありますが、冬期間も含め継続してやっていけるような対策を考えられないものかと思っています。各市町村が策定している地方創生の計画をみましたが、突出しているところはないという印象です。貧困を脱するという事は青森だからこそ考えなければいけないのではと思います。

生活保護世帯の子どもはまた生活保護という負の連鎖が続いていることを感じます。できれば貧困世帯の

方々については、もし地域に10年いたら進学した費用や貸したお金は全額免除というような方法を考えて、定住構想と一緒に貧困を乗り越えるようなことを考えてほしいと思います。

(後藤委員長)

貧困に対して何かをドラスティックに変えていくということは難しいと考えますが、貧困対策の対し一歩を踏み出すということで進んでいけばいいのではないかと思います。

次回、また何かありましたら提案や意見をいただきたいと思います。時間も迫ってまいりましたので本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたって様々な観点からご意見をいただきました。次回は、事務局において計画素案を示し、その内容について御議論いただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。次回またよろしく願いいたします。

(事務局)

皆様、長時間にわたりご協議いただき、お疲れ様でした。次回は10月を予定しております。

改めて日程を調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)